

□別添

1. 新改革プラン策定に至る会議経過

【策定会議】

名 称	月 日	協議事項
第1回策定会議	平成28年 8月4日	<ul style="list-style-type: none">・安来市立病院の現状・安来市の地域医療について・安来市立病院新改革プランの骨子（案）・新改革プラン策定スケジュール
第2回策定会議	11月 1日	<ul style="list-style-type: none">・地域医療構想の報告・新改革プラン（素案（第1章～第4章）） について
第3回策定会議	12月14日	<ul style="list-style-type: none">・今後のスケジュールについて・新改革プラン（素案（第5章～第8章）） について
第4回策定会議	平成29年 1月31日	<ul style="list-style-type: none">・新改革プラン（素案（第9章～第11章）） について・素案の全体審議
第5回策定会議	平成29年 3月 予定	<ul style="list-style-type: none">・パブリックコメントについて・新改革プラン（案）の全体審議 （予定）

【実務者会議】

名 称	月 日	協議事項
第1回実務者会議	平成28年 8月25日	<ul style="list-style-type: none"> ・新改革プラン策定について ・実務者会議の役割について ・策定スケジュールについて ・新改革プランの骨子と検討内容について
第2回実務者会議	10月5日	<ul style="list-style-type: none"> ・新改革プランの素案について
第3回実務者会議	10月25日	<ul style="list-style-type: none"> ・単価向上に向けた取組みについて ・具体的な取組みについて ・新公立病院改革プランにおける安来市立病院の果たすべき役割
第4回実務者会議	11月9日	<ul style="list-style-type: none"> ・第2回策定会議の報告 ・安来市立病院の果たすべき役割について ・病棟再編について ・具体的な取組みについて
第5回実務者会議	平成29年 1月31日	新改革プラン（素案）説明
第6回実務者会議	平成29年 3月 予定	新改革プラン報告（予定）

【市議会への説明】

名 称	月 日	協議事項
9月定例議会 総務企画委員会 文教福祉委員会	平成28年 9月9日 9月12日	新改革プラン策定に向けた説明
2月議会臨時会 議員懇談会	平成29年 2月13日	新改革プラン（案）説明
3月定例議会 全員協議会 （予定）	平成29年 3月 予定	新改革プラン骨子承認（予定）

2. 安来市立病院新改革プラン策定会議設置規程

安来市立病院新改革プラン策定会議設置規程

(設置)

第1条 公立病院改革の推進について（平成27年3月31日総財準第59号総務省自治財政局長通知）に基づき、安来市立病院新改革プラン（以下「新改革プラン」という。）を策定するため、安来市立病院新改革プラン策定会議（以下「策定会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 策定会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 新改革プランの策定に関すること。
- (2) 前号の策定のため、安来市立病院の経営効率化、再編・ネットワーク化、経営形態の見直し、地域医療構想を踏まえた役割の明確化等に関し必要な調査及び検討を行うこと。

(組織)

第3条 策定会議は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次の号に掲げる者をもって充てる。

- (1) 第1順位の副市長
- (2) 総務部長
- (3) 健康福祉部長
- (4) 安来市立病院長
- (5) 安来市立病院事務部長
- (6) 安来市立病院看護部長

3 市長は、前項の委員のほか、地域医療・保健に識見を有する者を委員に委嘱することができる。

4 委員は、新改革プランの策定が終了したときは、解任されるものとする。

(議長及び副議長)

第4条 策定会議に議長1人及び副議長1人を置く。

2 議長は副市長とし、副議長は安来市立病院長をもって充てる。

3 議長は、会務を総理する。

4 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 策定会議の会議は、必要に応じて議長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

(実務者会議)

第6条 策定会議の会議を効率的かつ円滑に推進するため、実務者会議を設置する。

2 実務者会議は、新改革プラン策定のための調査、分析、調整等を行い、新改革プランの素案を作成する。

3 実務者会議は、新改革プランの策定に関係する担当者をもって構成する。

4 実務者会議は、安来市立病院事務部企画経営課長が招集し、健康福祉部次長がその議長となる。

(関係者の出席)

第7条 策定会議及び実務者会議は、その審議上必要があると認めるときは、審議に関係のある者の出席を求めて意見を聞くことができる。

(事務局)

第8条 策定会議に関する事務を行うため、健康福祉部及び安来市立病院事務部企画経営課で構成する事務局を置く。

(その他)

第9条 この訓令に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この訓令は、平成28年7月1日から施行する。

2 この訓令は、平成29年3月31日限り、その効力を失う。

3. 策定会議委員、実務者名簿

安来市立病院新改革プラン策定会議委員名簿

(敬称略・順不同)

策定会議役職		役 職	氏 名
規程第3条第2項の委員	議長	安来市副市長	森脇 光成
	副議長	安来市立病院院長	小川 東明
	委員	安来市総務部長	清水 保生
	委員	安来市健康福祉部長	内田 修次
	委員	安来市立病院事務部長	蒲生 安生
	委員	安来市立病院看護部長	石井 朋子
第3項の委員	委員	市議会総務企画委員会委員長	嶋田 豊昭
	委員	市議会文教福祉委員会委員長	梅林 守
	委員	島根県松江保健所長	平賀 瑞雄
	委員	安来市医師会長	吉田 裕
	委員	安来市健康推進会議会長	國重 光美
	委員	島根大学医学部地域医療支援学講座教授	谷口 栄作

【事務局】

安来市健康福祉部	次長	原田 誠
安来市健康福祉部 いきいき健康課	課長	竹内 妙子
	係長	水口 恵美
	主任	足立 杏美
安来市立病院 事務部 企画経営課	課長	小川 浩明
	係長	宇山 徹
	主幹	若林 俊幸

安来市立病院新改革プラン実務者会議名簿

(敬称略・順不同)

所 属	氏 名
診療部	水澤 清昭
診療部	田中 弘道
看護部	渡部 純江
看護部外来	青木 睦美
看護部 2 階病棟	佐藤 博美
看護部 3 階病棟	添田 睦美
看護部 4 階病棟	伊澤 里美
看護部療養病棟	藤井 幸江
医療安全推進室	田中 留美子
感染対策室	長澤 恵子
医療技術部薬剤室	林原 正和
医療技術部放射線技術室	池田 秀樹
医療技術部リハビリテーション室	広江 勝
医療技術部臨床検査室	秦 恵子
医療技術部臨床工学室	藤松 祐輔
医療技術部栄養管理室	実重 淑美
地域医療部健康推進室	内田 久美子
地域医療部地域連携室	竹田 裕司
事務部総務課施設係	恩田 有二
事務部総務課総務係	仙田 友紀枝
事務部企画経営課医事室	栗原 やよい